

熊本県公報

第 1 0 8 9 4 号
平成 14 年 10 月 4 日 (金)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

告 示		
生活保護法による医療機関の指定	(医務福祉課)	1
生活保護法による施術者の指定	(")	2
生活保護法による指定医療機関の変更	(")	2
生活保護法による指定医療機関の廃止	(")	2
生活保護法による指定医療機関の再開	(")	2
公 告		
土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	2
肥料登録更新	(経営技術課)	3
"	(")	4
道路位置の指定	(建築課)	4
"	(")	4
登 載 依 頼		
直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会)	4
"	(")	5
高齢者保健福祉推進委員会の会議の開催	(高齢者保健福祉推進委員会)	5
スポーツ振興審議会の会議の開催	(スポーツ振興審議会)	6

告 示

熊本県告示第 750 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6030104	田宮泌尿器科クリニック	田宮 三郎	荒尾市荒尾 4160-271	平成 14 年 9 月 1 日
6610022	高田整形外科クリニック	高田 憲志	上益城郡矢部町城平 845	平成 14 年 8 月 12 日

〔 歯 科 〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6054025	山本歯科	医療法人直親会	玉名市山田高岡原 2010-1	平成 14 年 8 月 23 日

〔 薬 局 〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
894	有限会社調剤薬局ケンコー堂シティーモール前店	有限会社調剤薬局ケンコー堂	荒尾市荒尾 4160-267	平成 14 年 8 月 19 日
897	瀬戸薬局山浦店	有限会社瀬戸薬局	荒尾市増永 2557-1	平成 14 年 9 月 13 日
895	大塚薬局	有限会社大塚薬品	菊池郡西合志町須屋 2784-2	平成 14 年 8 月 15 日

896	大塚薬局みよし店	有限会社大塚 薬品	菊池郡西合志町御代志輪 淵 2037-9	平成 14 年 8 月 15 日
898	大矢野佐伯調剤薬局	有限会社パー トナー	天草郡大矢野町登立 9616-15	平成 14 年 8 月 1 日

熊本県告示第 751 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、
施術者を次のように指定した。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 施 術 者 〕

指定番号	施術所名称	開 設 者	施術所所在地	指定年月日
生熊マ 184	吉田鍼灸院	吉田 誠也	八代市大村町 1113-3	平成 14 年 8 月 30 日

熊本県告示第 752 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療
機関から変更の届出があった。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 歯 科 〕

医療機関名称	開 設 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
岩崎歯科診療所	岩崎 俊亮	名 称		平成 14 年 5 月 7 日
		岩崎歯科医院	岩崎歯科診療所	

熊本県告示第 753 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関
から廃止の届出があった。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 歯 科 〕

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
大矢野佐伯調剤薬局	有限会社佐伯薬局	天草郡大矢野町登立 9616-15	平成 14 年 7 月 31 日

熊本県告示第 754 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関
から再開の届出があった。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	再開年月日
福田外科胃腸科医院	医療法人社団福田会	上益城郡益城町馬水上野添 805	平成 14 年 7 月 1 日

公 告

熊本県公告第 752 号

阿蘇郡西原村小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	高 鍋 正 隆	阿蘇郡西原村大字小森 437 番地
"	古 庄 開	阿蘇郡西原村大字小森 800 番地
"	高 橋 亘	阿蘇郡西原村大字小森 1217 番地
"	坂 田 哲 也	阿蘇郡西原村大字小森 2005 番地
"	海 東 智 明	阿蘇郡西原村大字小森 1278 番地 2
"	藤 田 精 一	阿蘇郡西原村大字小森 1048 番地
"	永 田 悦 郎	阿蘇郡西原村大字小森 1085 番地
"	坂 田 秀 幸	阿蘇郡西原村大字小森 825 番地
"	藤 本 辰 博	阿蘇郡西原村大字小森 383 番地
"	松 岡 寛 泰	阿蘇郡西原村大字小森 384 番地
"	高 田 静 雄	阿蘇郡西原村大字小森 517 番地 2
"	南 利 強	阿蘇郡西原村大字小森 3057 番地
"	山 本 讓 治	阿蘇郡西原村大字布田 2070 番地
監 事	奥 野 静 喜	阿蘇郡西原村大字小森 2632 番地
"	藤 田 新 吉	阿蘇郡西原村大字小森 37 番地 3
"	中 村 尚 登	阿蘇郡西原村大字小森 1043 番地

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	須 藤 博 文	阿蘇郡西原村大字小森 424 番地
"	田 中 賢 介	阿蘇郡西原村大字小森 1988 番地
"	海 東 義 朗	阿蘇郡西原村大字小森 1319 番地
"	東 邦 寛	阿蘇郡西原村大字小森 2737 番地
"	海 東 智 明	阿蘇郡西原村大字小森 1278 番地 2
"	大 塚 逸 雄	阿蘇郡西原村大字小森 1076 番地
"	中 村 尚 登	阿蘇郡西原村大字小森 1043 番地
"	大 谷 富 博	阿蘇郡西原村大字小森 753 番地 3
"	藤 本 辰 博	阿蘇郡西原村大字小森 383 番地
"	高 田 優 一	阿蘇郡西原村大字小森 495 番地
"	高 田 静 雄	阿蘇郡西原村大字小森 517 番地 2
"	南 利 強	阿蘇郡西原村大字小森 3057 番地
"	東 田 三 敏	阿蘇郡西原村大字布田 1907 番地
監 事	奥 野 静 喜	阿蘇郡西原村大字小森 2632 番地
"	米 口 三喜男	阿蘇郡西原村大字小森 862 番地
"	高 村 陽 一	阿蘇郡西原村大字小森 519 番地

熊本県公告第 753 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種 類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1342 号	炭酸カルシウム肥料	10.0 粒状炭酸 苦土石灰	アルカリ分 ： 54.0 可溶性苦土 ： 10.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」とおり。	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐 301	平成 14 年 9 月 25 日

熊本県肥 第1343号	炭酸カルシウム肥料	18.0 粒状炭酸 苦土石灰	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 18.0	普通肥料の公定 規格中炭酸カル シウム肥料の 「その他の制限 事項」のとおり。	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東 町大字稲佐301	平成14年 9月25日
----------------	-----------	-------------------	------------------------------------	---	----------------------------------	----------------

熊本県公告第754号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成14年10月4日

熊本県知事 潮谷 義子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥 第1095号	炭酸カルシウム肥料	10.0 炭酸苦土 石灰三号	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 10.0	普通肥料の公定 規格中炭酸カル シウム肥料の 「その他の制限 事項」のとおり	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園 町9番地の14	平成14年 9月29日
熊本県肥 第1262号	生石灰	30.0 粒状苦土 生石灰	アルカリ分 : 100.0 可溶性苦土 : 30.0	該当なし	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園 町9番地の14	平成14年 9月28日

熊本県公告第755号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成14年10月4日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 菊池市大字隈府1050番地4
- 2 築造者の氏名 北村由起子
- 3 道路の位置 菊池市大字隈府字堀木1050番地23
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.32メートルまで
- 5 道路の延長 16.52メートル
- 6 指定年月日 平成14年9月2日
- 7 指定番号 菊池景建第44号

熊本県公告第756号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成14年10月4日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 八代郡鏡町大字鏡村700番地1
- 2 築造者の氏名 有限会社井本土木
- 3 道路の位置 八代郡鏡町大字鏡村字清水688番3及び同688番4
- 4 道路の幅員 4.05メートル
- 5 道路の延長 47.00メートル
- 6 指定年月日 平成14年8月28日
- 7 指定番号 八代企調第10号

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づく

その総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成14年10月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

その総数の50分の1	29,665
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	313,874
その総数の3分の1	494,413

熊本県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数(40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成14年10月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

選挙区名	
熊本市選挙区	152,719
八代市選挙区	28,183
人吉市選挙区	10,049
荒尾市選挙区	15,579
水俣市選挙区	8,250
玉名市選挙区	12,057
本渡市選挙区	10,594
山鹿市選挙区	8,848
牛深市選挙区	5,101
菊池市選挙区	7,250
宇土市選挙区	10,050
宇土郡選挙区	5,553
下益城郡選挙区	22,648
玉名郡選挙区	20,625
鹿本郡選挙区	15,652
菊池郡選挙区	34,164
阿蘇郡選挙区	21,011
上益城郡選挙区	23,604
八代郡選挙区	13,359
芦北郡選挙区	7,719
球磨郡選挙区	17,689
天草郡上島選挙区	14,651
天草郡下島選挙区	9,679

熊本県高齢者保健福祉推進委員会公告第2号

熊本県高齢者保健福祉推進委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成14年10月4日

熊本県高齢者保健福祉推進委員会
会長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
平成14年10月8日(火)
午後1時30分から午後4時まで(予定)
- 2 開催場所
熊本県熊本市千葉城町3番31号
KKRホテル熊本2階「五峯の間」
- 3 議題(予定)
 - (1) 次期熊本県高齢者保健福祉計画及び熊本県介護保険事業支援計画(次期「高齢者かがやきプラン」)の骨子(案)について
 - (2) 次期「高齢者かがやきプラン」における介護保険施設種類ごとの必要入所定員総数の設定について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 介護の傍聴の受付は、午後1時から午後1時30分まで会議の会場において行い、

委員会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県高齢者保健福祉推進委員会事務局（熊本県健康福祉部高齢保健福祉課企画・在宅班）

（電話 096-383-1111 内線 7094）

熊本県スポーツ振興審議会公告第2号

平成14年度第2回熊本県スポーツ振興審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成14年10月4日

熊本県スポーツ振興審議会

会長 川崎 順一郎

1 開催日時

平成14年10月24日（木）

午後1時30分から午後3時30分まで（予定）

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺公園 28-51

熊本テルサ 2F ひばり

3 議題

- (1) スポーツ振興計画（案）について

- (2) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

- (2) 傍聴者の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ班）

（電話 096-383-1111 内線 6734）